

「働く」を支え、
とっとりの未来を創る



鳥取労働局採用ホームページ



鳥取労働局総務課人事係

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 TEL 0857-29-1700

採用案内
2026年度

Contents

はじめに

鳥取労働局とは

鳥取労働局の取組

鳥取労働局の業務

鳥取労働局のキャリアパスと研修制度

ワークライフバランス

採用に関してよくあるご質問 Q & A

「働く」を支え、とっとりの未来を創る

鳥取県の人口は、出生数の減少や若年層の県外流出も相まって、昭和60年の61万6千人をピークに減少を続け、令和7年には53万人を下回ったところであり、将来的に地域の活力の減退が懸念されています。

しかし、女性、障害者、高齢者、若者を始めとした多くの方々の労働参加や活躍によって、実際に働いている方の人数の減少に歯止めをかけるだけでなく、増加につなげることもできます。

地域の活力を維持するためには、そこで暮らす全ての方の生活の前提となる「働く場」の確保に加えて、人手不足が顕在化する中、県内企業の人材確保が必要です。

また、物価上昇局面における着実な賃金の引上げ、共働き世帯が鳥取県内で7割弱を占める中、長時間労働の抑制や柔軟な働き方により共働き・子育てが安心してできること、ハラスメントを受けることなく安心して働くことができること、あるいは高齢者の方が安全で健康的に働くことができることなど、誰もが安心・安全に働くことができる職場環境の確保が必要です。

このため、鳥取労働局では、総合労働行政機関として「働く」を支え、とっとりの未来を創る」というスローガンで取組を進めています。

みなさんの熱意を鳥取県の未来のために活かしてみませんか。

鳥取労働局長
山下 禎博

“鳥取労働局”は、あなたの「働く」を、 応援する国の行政機関です。

鳥取労働局は、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。仕事を探している方、働いている方、事業を行っている方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題解決に取り組んでいますのでご紹介します。

鳥取労働局で働くメリット

「働く」を支えることで、鳥取県の未来を創ることに貢献できます

P.2でもお伝えしたとおり、地域社会の活力を維持するためには、鳥取県の女性、障害者、高齢者、若者を含めてすべての方が「働く」を通じて活躍するとともに、誰もが、安心・安全に働ける職場環境づくりが必要です。鳥取県の方々に直接寄り添って「働く」に関するお困りごとへの支援に携わることで、きっと「鳥取県の未来を創ること」への貢献を実感できるはずです。

国家公務員と地方公務員の「良いとこ取り」です

鳥取労働局は、厚生労働省の組織であるため、その身分は国家公務員になりますが、鳥取労働局に採用された場合、原則的に鳥取県内で勤務することになります(※)。一方で、希望や能力等に応じて、厚生労働本省に出向して全国の労働局とやりとりしたり、国の制度の企画に携わることも可能です。また、この場合も再び鳥取労働局に戻ってくることが可能です。

このため、鳥取労働局で働くということは、ライフステージや希望するキャリアに応じて、国家公務員と地方公務員のいわば「良いとこ取り」をすることができます。

※労働基準監督官の場合、採用後3年目から2年間は鳥取労働局以外の労働局での勤務となるなど例外もあります。

労働分野の専門家になることができます

鳥取労働局で働くということは、多くの場合、労働基準監督署で監督や労災保険に関する業務、ハローワークで職業紹介や雇用保険に関する業務、雇用環境・均等室でハラスメントに関する指導業務などに携わります。このため、相応の業務年数や業務経験を経ることで「労働分野の専門家」になることができます。

特にハローワークの就職支援の更なる質の向上のため、鳥取労働局職員のキャリアコンサルティング関係の資格取得を推進しており、研修の実施はもちろんのこと、受験費用や交通費、合格後の登録料は鳥取労働局が負担しています。

働き方改革・休み方改革に自信があります－隼より始めてます！－

鳥取労働局では、県内の事業所の皆様に働き方・休み方改革をお願いする中、「隼より始めよ」として、行政の質を確保しつつ業務の効率化の推進、年次休暇の取得や育児休業・男性の産休の取得を働きかけることにより、自らの働き方・休み方改革を進めています。

※詳しいデータは、P.25及びP.26をご覧ください。

鳥取労働局が求める職員像

人が好き・鳥取が好き・学ぶことが好きそんなあなたと一緒に働きたい



鳥取労働局の仕事は、働く人や事業主など様々な立場の方と関わりながら進めていきます。相手の話に耳を傾け、思いやりをもって対応できる方を求めています。



地域に根ざした行政機関として、鳥取県で働く人・企業を支えることが私たちの役割です。鳥取という地域に愛着を持ち、地域のために力を発揮したいという方を求めています。



労働行政の仕事は、法律や制度など専門的な知識を身に付けながら成長していく仕事です。新しいことを学ぶ姿勢を大切に、前向きに知識や経験を積み重ねていける方を求めています。

鳥取労働局の組織概要

鳥取労働局			
総務部	労働基準部	職業安定部	雇用環境・均等室
総務課	監督課	職業安定課	企画担当
労働保険徴収室	賃金室	職業対策課	指導担当
	健康安全課	訓練課	
	労災補償課	ハローワーク	
	労働基準監督署		

勤務官署の所在地



働く人が安全で安心して 働ける職場環境の実現へ



労働基準部や労働基準監督署において、働く人の労働条件の確保、安全で健康に働ける職場づくり等を通じて、働く人が安心して働ける環境を守っています。

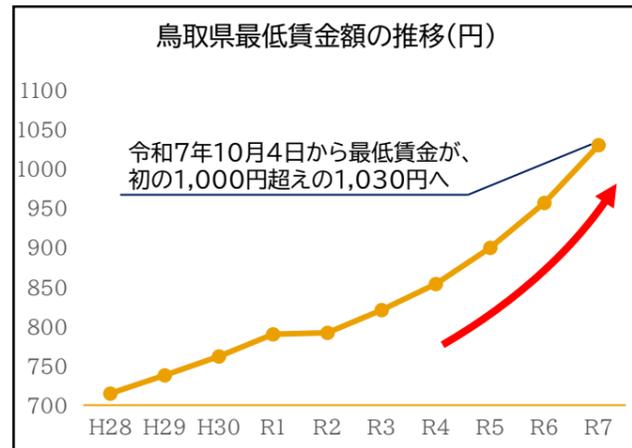
賃金不払いや長時間労働など働く人の抱える問題を解決 01

監督署を通じて、県内で年間約2,000件の監督指導を実施(令和6年)。そのうち、約6~7割の会社で何らかの法違反(違法な長時間労働、賃金不払い、サービス残業等)があり、監督署の指導により是正されています。指導により違反状態を改善しない場合や違反を繰り返す場合など、重大・悪質な場合には積極的に送検しています。



持続的な賃上げ環境の整備 02

監督署による定期監督等において、正社員とパート労働者等との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対し、支援策の周知等により、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図っています。また、鳥取地方最低賃金審議会では県内の賃金の実情や生計費、企業の支払能力などを踏まえ、最低賃金を改定しています。また、改定額について、その周知徹底や履行確保を図っています。



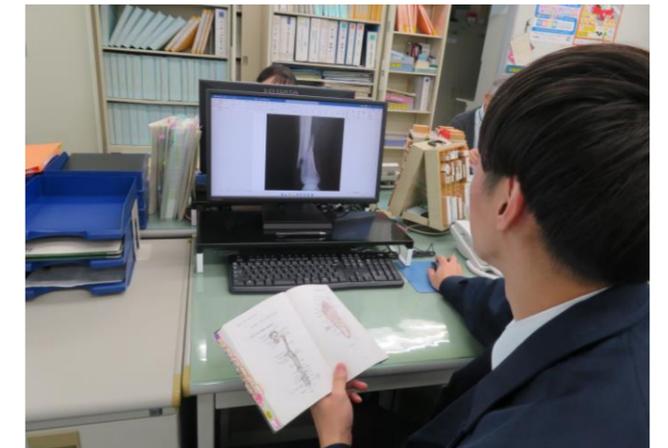
働く人が安全で健康に働けるように 03

熱中症や転倒などの労働災害の防止のため、業種別の対策や近年労働災害が増加している高齢労働者向けの対策など、様々な取組を行っています。労働災害が発生した企業に対しては、災害調査を行い、原因を究明し、再発防止のための指導を行っています。その他、長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害防止のためストレスチェックの取組なども行っています。



労災保険給付の迅速・適正な処理 04

仕事や通勤によるけがなど、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、治療費や仕事を休まざるを得ない時の休業補償などセーフティネットとしての労災保険給付を迅速かつ公正に行っています。過労死等や石綿健康被害などの労災請求については、関係者への聴き取りや医療機関との面談による請求の調査も行っています。



人材確保と多様な人材の活躍へ

ハローワークや職業安定部において、人材確保や多様な人材の活躍に向けて支援を実施しています。特にハローワークは、職業紹介・雇用対策・雇用保険を一体的に運営しており、雇用のセーフティネットとしての役割を果たしています。



鳥取県全体の3割強の就職をハローワークが支援

01

ハローワークの紹介による年間の就職件数は、9,138件(令和6年)。鳥取県内の就職のうち33%がハローワークの支援によるものであり、職業相談を通じて就職に関する情報を提供し、求職者の適性や能力にふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助などを行い、県内企業の人材確保を支援しています。



ハローワークの支援による障害者の就職率 全国1位

02

ハローワークの紹介による障害者の年間の就職件数は885件(令和6年度)。就職から職場定着に向けたきめ細やかなチーム支援による就職率は60.1%で全国平均の43.1%を大きく上回り6年連続全国1位です。鳥取県内の雇用率も10年で1.99%⇒2.56%にアップしています。



鳥取県において高齢者が活躍できる企業の増加

03

ハローワークが高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、企業の高齢者が働きやすい環境整備や処遇改善を支援しています。定年の廃止・引き上げや継続雇用制度の導入により、5年で鳥取県内の希望者全員が65歳まで働ける企業の割合(83.2%⇒100%)、70歳まで働ける企業の割合(37.3%⇒50.5%)がアップしています。



自治体と連携し、鳥取県内の地域ごとの課題に応じた支援の実施

04

- ・市や町による移住や生活困窮に伴う生活支援とハローワークの就職支援をワンストップで提供(鳥取市、境港市、琴浦町)
- ・企業誘致など産業政策による雇用創出に対するハローワークの人材確保支援(鳥取県、鳥取市、境港市、琴浦町)
- ・鳥取県立ハローワークへの職業紹介技法の技術支援(鳥取県)



誰もが働きやすい職場環境の実現へ

雇用環境・均等室において、働き方改革に係る事業所への対応、労働契約法に基づく指導、パワハラ・セクハラ防止対策、男女の均等待遇、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働対策、雇用者による障害者虐待防止、総合労働相談などを行っています。



子育てしやすい企業、女性が活躍できる企業の増加

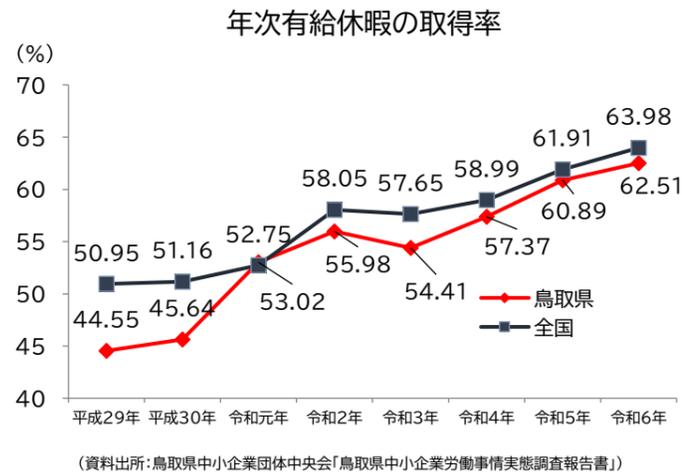
鳥取県内の多くの企業で、育児・介護と仕事が両立できるよう、また、女性が活躍できるよう、法律の周知や企業指導のほか、制度導入による費用負担を軽減する助成金を支給しています。また、育児・介護と仕事の両立や女性活躍で優秀な取組をしている県内企業を「くるみん」「えるぼし」認定して、県内に優良企業として広く発信するとともに、県内の他の企業が後に続くよう支援をしています。

県内事業所の認定数(R7.11.11現在)



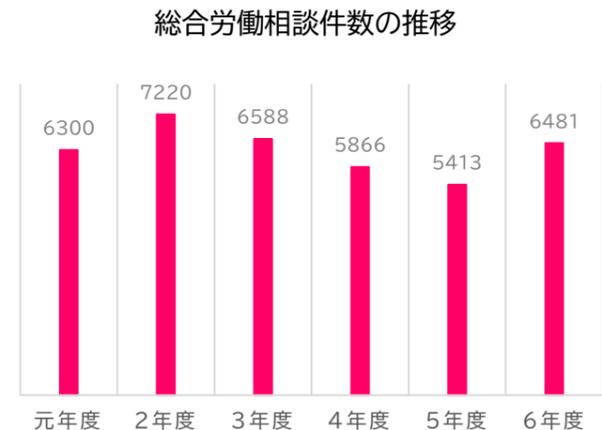
働き方改革の機運醸成

鳥取県内において、引き続き、働き方改革の機運醸成が図られるよう、11月を鳥取働き方改革推進キャンペーン月間とし、様々なイベントを実施するとともに、関係機関と連携して、県内の方々に連休に続く日に有給休暇の取得を呼びかけるなどの取組を行っています。



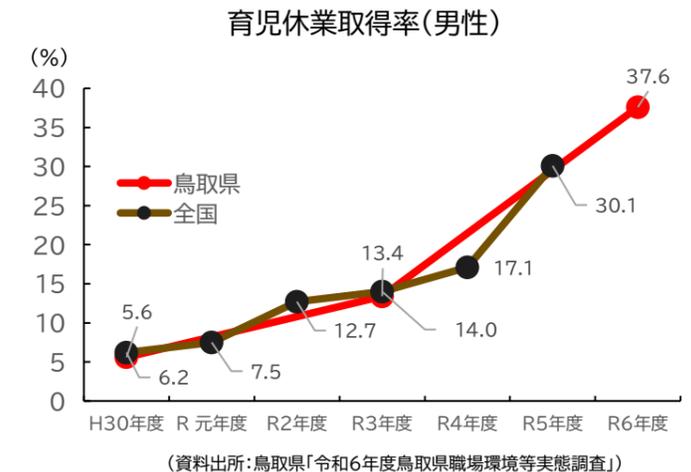
職場のハラスメントなどの相談にワンストップで対応

県内4カ所の総合労働相談コーナーで労働条件や職場のハラスメント等の労働相談に応じています。鳥取県の方から、年間6千件(R6:6481件)もの相談を受け、労働紛争の未然防止と迅速な解決を支援しています。



男性の育休取得の推進

鳥取県内において「共働き・共育て」の普及を図るため、育児・介護休業法に基づく規定の整備指導や両立支援助成金の活用を呼びかけることにより、男性の育休取得を推進しています。





米子公共職業安定所
職業紹介第一部門
令和4年入省 事務官(共通)



現在の業務内容

現在、ハローワーク米子の職業紹介第一部門で勤務しています。職業紹介部門は「ハローワークといえぱ」で思い浮かぶ最も身近な部門だと思います。求職者の方の就職の悩みや希望を伺い、求人提供や応募までのサポートを行います。

私自身、主に求職者の方の職業相談業務を行っています。求職者との相談を通じ、条件に合った求人情報を提供しながら、求人の紹介や応募書類の添削指導などを行っています。また、子育て中の方のお仕事探しをサポートする「マザーズコーナー」も担当しています。セミナーの企画や運営にも携わり、少しでも求職者の就職サポートができるよう努めています。ハローワークの職員として、求職者への正確かつ丁寧な対応を日々心がけています。

現在の業務内容の魅力・やりがい

現在の業務内容の1番の魅力・やりがいは、求職者の方から感謝の言葉を直接言われることだと思います。初めて求人情報の提供から応募書類の添削まで全てサポートした求職者の方から「ありがとう」の言葉をもらった時、とても嬉しかったことを今でも覚えています。配属された当初は職業相談に慣れず苦戦しましたが、感謝の言葉を伝えていただいた事によって自分自身の成長も感じる事ができました。

鳥取労働局を志望した理由

もともと漠然と地域に住んでいる人の役に立つ仕事をしたいと考え、公務員を志望していました。大学生活でアルバイトや就職活動を行っていく上で、「働くこと」は人々の生活の基盤になる重要な要素であると考えようになりました。そんな中、鳥取労働局の説明会に参加した際、労働局は仕事を支える行政だと知りました。人の役に立つ仕事の中でも、「仕事を支える仕事」に就くことに魅力を感じ、労働局を志望しました。

実際に働いてみて、鳥取労働局は相談しやすい雰囲気と周囲の手厚いフォローが魅力だと感じます。労働に関する専門知識を学びながら成長できる環境が整っていて、安心して働くことができる職場です。

受験生へのメッセージ

採用当初は戸惑うことも多く、不安や心配事が多いと思います。しかし、相談すれば必ず上司や同僚がサポートしてくれます。私も毎日不安でしたが、今は楽しく仕事できています。

休暇も取りやすく仕事とプライベートが両立しやすい環境です。仕事に専念する時間と自分のために使う時間、ワークライフバランスを大事にしたい方にはとても働きやすい環境だと思います。鳥取労働局と一緒に働ける日を楽しみにお待ちしております。

現在の業務内容

現在は、ハローワーク倉吉の雇用保険部門で勤務しています。雇用保険部門は、大きく分けて、雇用保険の加入手続等を担当する適用部門と雇用保険加入者に対して給付金の支給手続等を担当する給付部門の2つがあります。私が従事している給付部門では、失業された方が安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための失業手当の申請手続や支給手続を主に担当しています。

現在の業務内容の魅力・やりがい

現在の業務内容の魅力は、自身の成長を日々感じられることです。雇用保険といっても、実際には多種多様な制度があります。そのため、日々の業務や勉強を積み重ねていくことによって、徐々に知識の領域を広げていきます。

そして、利用者から質問があったときに、以前は回答するまでに時間を要していたことが、すらすら回答できるようになったときは成長していると実感できます。また、利用者が疑問に思っていることを解消できて、「ありがとうございます」という言葉をいただいたときに、この仕事の意義を感じます。

鳥取労働局を志望した理由

私が公務員を目指した理由は、(地元が好きなので)地域に根ざした上で人の役に立つ仕事がしたいと考えたからです。その中でも鳥取労働局を志望し



たのは、友人がハローワークでお世話になった経験を聞いていたことから、就職活動を支援する仕事を魅力に感じていたからです。

鳥取労働局の魅力は、①県内異動②働きやすい職場であると思います。①によって、将来のライフプランが計画しやすく安心できます。②に関しては、私自身2年間在職して感じたことなのですが、有給休暇の取得がしやすいことや、優しい方ばかりなので疑問点があれば気軽に同僚や上司に聞きやすい職場であると感じました。

受験生へのメッセージ

赴任してから最初の頃は、不安ばかりではあると思いますが、わからない事がある場合は周りの人を積極的に頼って、少しずつ業務を覚えていけば大丈夫です。特別なスキルは必要ないです。

プライベートと仕事が両立しやすくあたたかい職場ですので、ぜひ鳥取労働局と一緒に働きましょう。



倉吉公共職業安定所
管理課 雇用保険部門
令和6年入省 事務官(共通)



倉吉公共職業安定所
求人・職業相談部門
令和5年入省 事務官(共通)

現在の業務内容

現在は、ハローワーク倉吉の求人・職業相談部門にて求人の受理や事業所説明会のとりまとめなどを中心に行っています。求人受理の際にはきちんとルールに沿った労働条件となっているか、賃金は問題ないか、求職者の方にとってわかりにくい記載となっていないかなどを細かくチェックします。

また、併せて職業相談業務も行っており、日々ハローワークに来所される求職者の方の仕事に対するご希望や思いなどをお伺いして、条件に合った求人の情報提供をしたりしています。

現在の業務内容の魅力・やりがい

現在は、求人担当としての業務が中心のため、事業所の方と関わる機会が多いたりますが、事業所の方とのやりとりの中で「やっぱりハローワークさんに任せると安心ですね」、「ハローワークさんのおかげで助かっています」などとありがたい声をかけていただけることが度々あります。そのたびに嬉しい気持ちになりますし、もっと良いサービスを提供できるよう頑張ろうという気持ちになれます。



鳥取労働局を志望した理由

私が鳥取労働局を志望したのは、大学生の時に実際にハローワークの現場を見て、こんなところで働けたらいろんな人の役に立てるだろうと思ったことがきっかけでした。家族がハローワークを利用しており、一緒について行って見たときに、親身になって職業相談にのってくださる職員さんの姿を見て、かっこいいと素直に思いました。

鳥取労働局の魅力は、職員同士が関わりやすいことではないでしょうか。他の労働局と違って人数が少ない分、より年上年下関係なく関わりが広げやすいように思います。

受験生へのメッセージ

労働局、とりわけハローワークの仕事は想像以上に、人々の生活に直結しています。国の組織ですが、地域に根ざした業務を行っており、地域とのつながりを強く感じることができます。退職や転職といった人生のターニングポイントを支援することはハローワーク職員の重要な役割です。企業と人をつなぐ。ここでできないことを私たちと一緒に実現しましょう。

現在の業務内容

ハローワーク鳥取の専門相談部門で勤務をしています。専門相談部門では、障がいのある方や若年者などを専門に支援を行っています。私の担当業務は、新たに学校を卒業する方や、高校・大学などを卒業して概ね3年以内の若年者の方に対する職業相談・職業紹介・職業意識啓発・各種セミナー開催などです。

皆さんは、就職活動を進めるうえでこんな悩みを感じたことはないでしょうか？「どんな仕事が自分に向いているかわからないな…」「履歴書ってどう書くんだろう…」私たちの担当部門では、個別の職業相談に加え、各種適性検査や集団討論の練習なども行っています！学生の皆さんでももちろん無料で利用できるので、就職活動でわからないことがありましたら、ぜひハローワークを利用してみてくださいね♪

現在の業務内容の魅力・やりがい

「ハローワークの業務」と聞いて、皆さんが思い浮かべるのはどんな業務ですか？窓口での職業相談の風景を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、実は他にも様々な業務があるんです！

例えば、高校や大学で学生向けガイダンスの企画・開催や、企業訪問による職場定着支援なども行っています。地元の高校・大学や企業などを訪問し、高校生・学校の先生・採用担当の方々と直接交流をする機会がたくさんあります。私は鳥取県出身なのですが、こうして生まれ育った地域の様々な方へ恩返しを行えることにやりがいを感じています。

鳥取労働局を志望した理由

大学生の時から、漠然と「人の役に立ちたい/困っている人の手助けをしたい」と考えていて、公務員を目指しました。就職先を検討する中で、大学の官庁合同説明会で鳥取労働局の話を見ました。ハローワークには、自分自身にどんな仕事に向いているかわからない方、早期離職して自信をなくしてしまった方、生活に困っている方など様々な背景を持った方が来所されます。来所者の一人ひとりの状況やできることが異なる中で、それに寄り添い支援する業務のあり方に惹かれました。

実際に就職してみて、同じような志を持った職場の皆さんと一緒に働けて、とても嬉しく思います。「人の役に立ちたい/困っている人の手助けをしたい」という思いの方がたくさん働いていることが、鳥取労働局の魅力の一つだと思っています。

受験生へのメッセージ

ハローワークの業務は、地域の企業や求職者の方、あるいは経済団体や地方自治体、教育機関など様々な組織があってこそ成り立つ仕事だと感じます。また、リーマンショックや新型コロナウイルスなど、社会的要因にも大きく左右される仕事です。

だからこそ社会の変化に柔軟に対応し、今まさに支援を必要としている地域の方々の役に立てる仕事なのだと思います。地域のため、人のために働きたいというあなたの思いを、ぜひ鳥取労働局で発揮してみませんか！



鳥取公共職業安定所
専門相談部門
令和2年入省 事務官(共通)

専門相談業務

求
業
務



鳥取労働基準監督署
第三方面
令和6年入省 労働基準監督官



現在の業務内容

現在は、鳥取労働基準監督署の第三方面にて監督指導業務に従事しています。監督指導業務では、各事業場を回り、労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令が適切に履行されているかを職権に基づいて調査し、法違反等が認められた場合は指導を行っています。監督署の窓口では届出の受理、労働相談等にも対応しています。その他に、特別司法警察員として労働基準関係法令の違反について、司法事件の捜査も行っています。

現在の業務内容の魅力・やりがい

監督指導を通して、例えば労働者からの「給料が支払われない」といった相談に基づいて監督指導を実施し、使用者に指導した結果、実際に賃金が支払われることとなり、労働者の方から感謝の言葉を直接かけてもらった時などは、とてもやりがいを感じています。また、監督官は1人1人に法令に基づく権限が与えられており、若手でも影響力のある仕事ができることも、とてもやりがいのある仕事だと感じています。その他に、特別司法警察員として司法事件の捜査を行う点は監督官ならではの仕事だと思います。

鳥取労働局を志望した理由

私の出身が鳥取県であったため、将来は自分の生まれ育った地域で働きたいと思い鳥取労働局を志望し

ました。また、鳥取には鳥取署、倉吉署、米子署がありますが、どこの署も公共交通機関での通勤が可能であり、便利だと思い志望しました。

受験生へのメッセージ

私は、工学部出身で理系の採用枠から入省しました。入省前は法学部等の出身者に比べると法律の知識が少なく不安に思うこともありましたが、入省後、1年間を通し、労働大学校での座学や先輩監督官に同行するなど充実した研修により、監督官としてのスキルを身につけることができました。

休みも取りやすく、仕事とプライベートとでメリハリをつけられるところも良いところだと思っています。みなさんと一緒に働けることを楽しみにしています。



現在の業務内容

安全衛生課において特徴的な業務の例を2つご紹介します。1つめは圧力容器や足場など、ひとたび災害が発生してしまうと大きな影響が懸念される設備の設置届の審査です。必要に応じて現地に赴き機能や設置状況等の確認も行います。2つめは事業場へ赴き安全及び衛生の管理状況を確認し指導を行う個別指導です。労働災害が発生した事業場から提出される死傷病報告や近隣住民をはじめ電話などにより広く寄せられた情報等をもとに労働安全衛生法上において措置が必要な事案やより安全な職場環境のための措置が必要な事案であると判断した場合に、法律や指針に基づいた指導や助言を行っています。

現在の業務内容の魅力・やりがい

魅力は多くありますが、様々な領域について知見を広げられることも魅力の1つだと思います。労働者がいれば、業種、場所などを問わず、事業場や労働者の方と直接話を聞く機会が多くあります。設置届でもそうですが、話を聞いているなかで分からない専門用語や考え方などが多く出てきます。そうしたときに、相手から説明を受けたり、自身で調べて確認したりなどすることで日々新しいことを見聞きし視野が広がっていくような体験ができます。



米子労働基準監督署
安全衛生課
令和2年入省 労働基準監督官

鳥取労働局を志望した理由

私は人の生活や安全の維持に貢献できる仕事をしたいと思っていました。そして今まさにその業務に就くことができています。鳥取労働局との初めての接点は、一次試験合格者を対象とした業務説明会でした。業務内容も魅力的でしたが、説明を行っていた方が明るく活き活きとしておられました。その後も何度か職員の方とお話をする機会がありましたが、当時対応していただいた方どなたも非常に話しやすく、働きやすい環境だと思い志望しました。実際、業務を行うにあたり相談しやすいほか、休憩時間にも雑談で賑わうなど、とても風通しのよい職場です。

受験生へのメッセージ

労働局で扱っている業務はとても幅広いです。採用されてから労働局が管轄していることを知ることもあります。そのなかにはきっと、あなたが人生においてやり続けたいと思えるものもあるはずです。鳥取労働局では、インターン、業務説明会などを積極的に実施していますので、まずは参加してみてください。あなたがやってみたいこと、鳥取労働局で働く職員たちの魅力を発見できると思います。

安全衛生業務



鳥取労働基準監督署
労災課
令和4年入省 事務官(基準)

現在の業務内容

労働保険の加入などの手続きや労災保険の給付に関する業務を行っています。主に仕事にケガをしたり病気になったりした労働者について、負傷や病気が仕事又は通勤に起因するものであるかどうか、労災保険として給付可能か審査しています。

内容によっては被災労働者や事業場関係者から負傷時の状況について詳細に確認、主治医へ治療内容や傷病と業務との因果関係などを確認と、様々な調査を行ったうえで保険給付を行っています。

現在の業務内容の魅力・やりがい

労災保険の給付業務の魅力としては、労働災害により困っている労働者の方の支えになれる点だと思います。給付調査の結果として、被災労働者へ迅速かつ適正な保険給付を行うことができた時や被災労働者の方より感謝の言葉をいただいた時はとてもやりがいを感じます。また、近年では業務により脳・心臓疾患、精神疾患に罹患された方や過去に仕事で石綿にばく露された方などからの相談や請求が増加傾向にあり、より専門的な知識を求められる機会も多いですが、このような難しい事案を決定できた時には達成感があります。

鳥取労働局を志望した理由

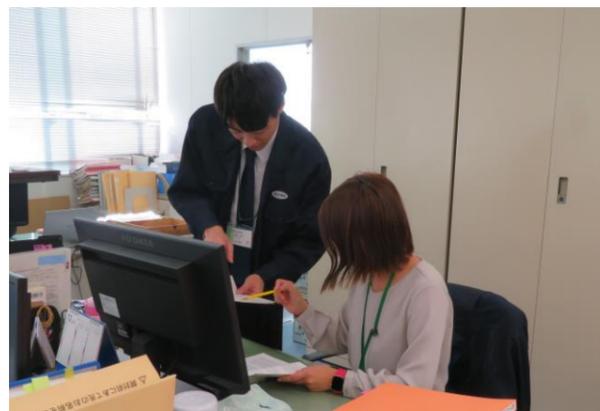
大学時代から地元である鳥取で人の支えとなる仕事に就きたいという思いから、なんとなく公務員を目指していました。労働局の説明会に参加した際に、地域の労働を支える行政であることを知り、特に労働災害から労働

者を保護する労災補償制度の意義に強く感銘を受けました。仕事や通勤中の負傷や病気に際して、治療に必要な費用、休業期間中の賃金の補償など、被災労働者へ必要な保険給付を行うことで労働者が健康で安心して働ける社会を支えることに貢献したいと思い、志望しました。

受験生へのメッセージ

多くの方にとって「労働」は生活基盤を支える重要なもので、人生の大部分を占めるものです。労働局は地域の「労働」を支える重要な役割を担う行政です。様々な人と関わることができ、やりがいのある仕事ですが、その分責任は重く大変なこともあります。

しかし、困ったことがあったときや大変なときは周りの職員へ気軽に質問ができますし、サポートして下さるので安心して業務に携わることができる、風通しのいい職場です。また、休暇の取得もしやすいので仕事とプライベートの両立も図りやすいです。さらに、県外異動が頻繁にあるイメージが強いかもしれませんが、原則的に県内の異動のみなので、鳥取で活躍したいと熱望される方にピッタリだと思います。労働行政に少しでも興味のある方は、是非一緒に働きましょう。



現在の業務内容

雇用環境・均等室は、「性別や働き方に関わらず能力を発揮できる社会」を目指しています。男性、女性、正規雇用、非正規雇用どんな性別や雇用形態であるかにかかわらず、すべての人が能力を十分に発揮し、仕事と家庭を両立させながら働くことを目指して、その職場環境づくりをすすめています。

例えば、育児や介護を両立できる職場環境の確保に向けて、育児・介護休業法による育児休業制度や介護休業制度が整備されています。また、パートタイム・有期契約労働者の働く環境をよくするためにパートタイム・有期雇用労働法があり、パートだからという理由で正社員との不合理な格差を設けないよう定められています。これらの法律を会社がきちんと守っているかを確認し、守られていないときは指導を行い、改善を求めます。

法律の違反を指導するだけでは働きやすい会社にはなりません。人手不足の状況の中、魅力ある職場として若者に選ばれる職場づくりが必要です。そのため、会社ごとに自社の働きやすさや女性の活躍に関する課題の分析をし、目標をたて、自主的に取組みを進めてもらう業務も行っています。目標を達成し、取組状況がよい会社には認定を受けることができます。（「くるみん」、「えるぼし」という認定制度があります。）

現在の業務内容の魅力・やりがい

今年度から、くるみん認定の担当をしています。審査は細かい点も多いので、神経を使うこともありますが、会社の担当者と打ち合わせを重ねながら、認定できた時には達成感があります。また、くるみん認定マークが働き続けやすい職場づくりに取り組む会社であることをPRできる手段として役立っていることにやりがいを感じます。

鳥取労働局の魅力

入省してからいくつか部署異動をしましたが、どの部署であっても相談しやすく、頼りになる先輩方がいて安心して働けること、新しく担当となった業務を行ううえで、これまでに学んだことを活かせる場面があることが魅力です。

受験生へのメッセージ

仕事を選ぶうえで、重視することは多いと思います。鳥取労働局では業務説明会やインターンシップで若手職員と話す機会を設けています。職場の雰囲気を感じ、就職活動にあたって気になっていることを気軽に聞くことができます。ぜひ活用していただき、鳥取労働局を志望してください！



雇用環境・均等室
指導担当
平成31年入省 事務官(共通)

キャリアパスについて

労働局の職員には3つのキャリアパスがあります。

労働基準監督官

労働基準監督署や労働局において労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を順守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とします。

厚生労働事務官(共通)

公共職業安定所や労働局職業安定部において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務等を担当します。

厚生労働事務官(基準)

労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査、労災認定の対応や労働局労働保険徴収室において、労働保険の適用・徴収を担当します。



※いずれのキャリアパスにおいても、このほか、労働局雇用環境・均等室において、働き方改革の推進や、女性の活躍に関する企業指導、相談等の業務を担当する場合があります。

鳥取労働局職員のキャリアアップや昇任

キャリアアップや昇任は、人事評価結果に基づき行われ、昇任試験はありません。人事評価結果は、能力・実績を正確に把握し、人事管理の基礎とすること、人材育成やパフォーマンスの向上を目的としています。

入省
1年目



鳥取労働局職員として必要な知識・技術を自ら学ぶとともに、多くの業務を幅広く経験し、基礎を形成していく

係員

入省
5年目



担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、業務に自律的に取り組む。上司・部下と協力的な関係を構築し、担当業務全体のチェックを行い確実に業務を遂行する

主任・指導官

入省
10年目



担当業務における困難な事例や複雑な案件を担当し、専門性を形成していく

係長・専門官

入省
20年目



業務の執行方針を徹底し、進捗管理を行い、成果を上げるとともに、部下の指導・育成や組織内の業務調整を行う

労働基準監督署課長
ハローワーク課長・
統括職業指導官
労働局課室長補佐

入省
30年目



組織のリーダーとして、組織の統括や地域情勢を踏まえた業務運営を行い成果をあげる

労働基準監督署長
ハローワーク所長
労働局課室長

県外異動について

事務官(共通、基準)の場合は、原則的に鳥取労働局以外の労働局での勤務はありません。労働基準監督官の場合は、採用後3年目から2年間は鳥取労働局以外の労働局での勤務になります。

労働局の研修制度

労働局で働くには、労働法などの専門的な知識が不可欠と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。たしかに労働局職員は、様々な法令をもとに業務を遂行しており、専門的な知識が必要なことは確かです。しかし、誰もが入省当初から、専門的な知識を有しているわけではありません。労働局採用後速やかに、労働大学校(埼玉県朝霞市)による労働行政職員として必要な基礎的知識等の研修を実施し、その後は、行政経歴の節目の時期や特定の職務・役職に就任した段階での集合・オンライン研修やOJTによる各種研修も実施しています。

令和7年度鳥取労働局職員が受講した主な研修

【入庁初期】基礎研修

新任労働基準監督官(前期・後期)研修
労働行政基礎職員基礎(前期・後期)研修

【現場配属後】職務に応じた研修

労災補償行政職員初級研修
賃金指導業務専門研修
労災診療費審査専門研修
労災保険給付専門研修
職業指導Ⅰ専門研修
職業指導Ⅱ専門研修
職業指導Ⅲ専門研修
求人事業所サービス専門研修
事業主指導専門研修
雇用保険担当官研修
若年者雇用対策研修
障害者雇用専門研修
雇用環境・均等関係企業指導業務専門(初級・上級コース)研修

【キャリア形成期】役職に応じた研修

公共職業安定所係長・上席職業指導官研修
労働基準監督署課長(労災担当課長)研修
公共職業安定所課長・統括職業指導官研修
労働基準監督署長研修
公共職業安定所長研修

※労働大学校での研修以外にも中国ブロック内や鳥取労働局内での研修もあります。

豊富な研修



国家資格取得につながるキャリアコンサルティング研修

【キャリアコンサルティング研修のポイント】

- ✓ 国家資格取得を視野に入れた研修
- ✓ 現場経験を積みながらスキルアップ
- ✓ 業務と直結する実践的内容
- ✓ 人生の転機に寄り添うキャリア支援力の習得

鳥取労働局では、ハローワーク職員における職業相談・職業紹介の質の向上のため、キャリアコンサルティング技法※等の習得ができるように組織的に環境整備を図っています。そのため、鳥取労働局主催のキャリアコンサルティング研修を実施し、現場で活かせる実践的な内容によって、職員一人一人の専門性の向上につなげています。このほか、厚生労働省主催のオンライン勉強会、他局主催の研修へも積極的に参加しています。

※職業相談をする上で重要な知識やスキル

● 「キャリアコンサルティング」とは

「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいいます。キャリアコンサルティングを通じ、労働者の方は、目指すキャリアの道筋を効果的に具体化することができます。また、企業は従業員の仕事に対する意識を高め、人材の定着や組織の活性化を図ることができます。

● キャリアコンサルティング研修の特徴

- ・キャリアコンサルティング資格保有者である現役職員が講師を担当
- ・実務経験年数に応じたレベル別の研修実施
- ・ロールプレイングを通じたハローワークの業務に直結した実践重視の構成
- ・面接対策や論述対策等のキャリアコンサルティング資格取得に対応したカリキュラム
- ・業務時間内で受講でき、職場の理解と支援が充実

● キャリアコンサルティング資格取得にかかる支援

キャリアコンサルティング資格取得に向けたサポート体制として、キャリアコンサルティング研修のほか資格取得に係る受験料や交通費、合格後の登録料が公費負担となります。

● キャリアコンサルティング研修受講によって

研修を通じて、職業相談業務に活かせるキャリアコンサルティング技法を基礎から応用レベルまで学ぶことができます。また、キャリアコンサルティング資格試験への挑戦につなげることができます。

資格取得後は、職業相談業務をはじめとした現場でより専門性の高い支援を実施しています。



研修では、実際の相談場面を想定したロールプレイングを行います。



労働行政基礎職員基礎研修を受講してみた

入省してすぐの4月の中旬に受講し、個人情報の取り扱い方について学びましたが、業務を進めていく中で、多くの個人情報を取り扱い、その重要性を強く実感しています。社会人になる前は全く意識しなかった点を意識しなければならないので、就職してすぐに学習できたことはよかったです。

監督署に寄せられる相談の中には、雇用環境・均等室やハローワークなど他部署に繋いだほうがよい案件も多く、他部署がどういった業務を行っているのか把握できたことは、非常にためになっています。



新任労働基準監督官研修を受講してみた



新任労働基準監督官研修は前期・後期と別れており、労働基準法や労働安全衛生法など労働関係法令の知識を習得するための座学や監督指導業務や司法警察業務など実務で必要となる技術や知識を習得するための模擬演習を行いました。

労働関係法令を学習し、土台が出来たことで、労働関係法令に関する質問に自分で回答することが出来るようになりました。また実際に上司の監督指導に同行させてもらった際に、上司や事業主の発言内容等を理解することが出来るようになりました。

また、模擬演習を通して、業務の流れを理解したことで、自分が今何のためにどのようなことをしているのか把握出来るようになり、全体を捉え、より円滑に仕事を進めることが出来るようになりました。

労働大学校での生活について

同世代であり同じ環境に身を置く同期なので、情報や悩みを共有することができ、疑問点や不安を解消することが出来ました。また、プライベートでも、一緒にご飯や観光に行ったりするなど、強い繋がりを得ることができ、大変貴重な経験となりました。

鳥取労働局を志望する方へのメッセージ

研修の内容が充実しており、周囲が丁寧にサポートしてくれる働きやすい環境です。また、休暇がとりやすく、福利厚生も充実しています。皆さまと一緒に働ける日が来ることを楽しみにしています。



鳥取労働基準監督署
第一方面
令和7年入省 労働基準監督官

キャリアコンサルティング研修を受講してみた

鳥取労働局のキャリアコンサルティング研修は、3週間の間に終日研修を5回実施する内容でキャリアコンサルタント試験の学科試験、論述試験、実技試験のすべてに対応した構成となっていました。講師は、ハローワークの職員であり、キャリアコンサルタント資格を有する方が担当されており、現場の実務経験を踏まえた具体的でわかりやすい説明が印象に残っています。また、論述試験や面接対策については、実体験に基づいたアドバイスを受けることができ、試験対策として非常に参考になりました。



鳥取公共職業安定所 事業所援助部門
平成22年入省 事務官(安定)
国家資格キャリアコンサルタント

研修期間中は、通常業務を離れて研修に専念する形となりましたが、職場の理解と協力を得ながら、落ち着いた環境で学ぶことができました。

キャリアコンサルタント試験受験のきっかけ・取組

職業紹介業務に携わる中で、求職者一人一人に、より適切な支援ができるようになりたいと感じたことが受験を考えたきっかけです。その中でキャリアコンサルティングという専門的な知識や技術を体系的に学べる資格があることを知りました。研修では、試験対策として模擬面接や業務を想定したロールプレイングを行い、実践的な力を身に付けることができました。また、同じ目標を持つ職員と一緒に取り組むことで、互いに刺激を受けながら学習を進めることができた点も心強く感じました。職場からのサポートもあり、安心して受験に臨むことができ、合格することができました。

キャリアコンサルティングが業務に役立ったこと

研修で学んだキャリアコンサルティングの考え方や技法は、日々の業務の中で役立っていると感じています。特に、職業相談の場面では、相手の話を丁寧に聴き、気持ちに寄り添いながら対応する意識が身につきました。その結果、相談者との信頼関係を築きやすくなり、以前よりも安心して話をしていただける場面が増えたと感じます。また、相談の先にある支援や選択肢を意識しながら対応することで、求職者や求人者の立場に立った支援ができるようになりました。キャリアコンサルティングは、ハローワークの業務において、非常に有効なスキルであると実感しています。



鳥取労働局を志望する方へのメッセージ

キャリアコンサルティング研修は、業務時間内に受講することができるため、資格取得に向けた取り組みを業務の一環として進めることができます。また、受験費用や交通費、合格後の登録料が公費負担となる点は、受験に挑戦するうえで大きな支えとなります。職場の理解とサポートも手厚く、論述試験や実技試験の添削・指導を受けながら準備を進めることができます。ぜひ多くの方にこの研修を受講していただきキャリアコンサルティング資格取得を目指してほしいと思います。

数字から見る 鳥取労働局



鳥取労働局では、県内の事業者の皆様働き方改革・休み方改革をお願いする中、行政の質を確保しつつ、業務効率化の推進、年次休暇取得や育児休業・男性の産休の取得等の働きかけを行うことにより、自らの働き方・休み方改革も進めています。

一月当たりの超過勤務時間



毎週水曜日は全省庁一斉の定時退庁日であり、金曜日は、鳥取労働局の定時退庁日となります。

勤務時間・休日

8時30分から**17時15分**

土日祝日

年末年始 (12/29~1/3)

ハローワーク鳥取においては開庁延長を行っていますので、数か月に1度程度の頻度で土曜日勤務及び夜間勤務(9時45分から18時30分まで)があります。

職員数/平均年齢



鳥取労働局では、183名の職員が働いており、20代が全体の23%、30代が24%と若手職員が多く活躍している職場です。日々の業務の中で、先輩職員からサポートを受けながら着実に経験を積むことができます。

年次有給休暇取得日数



労働局では、毎月1日以上、年間16日以上、年次有給休暇の取得を推奨しています。

休暇制度



年次有給休暇は、毎年1月1日に20日付与されます。4月1日採用の場合、4月1日から12月31日までについては15日付与されます。その年のうちに取得しなかった有給休暇は20日を限度に翌年に繰り越されます。その他、夏季休暇や忌引などの特別休暇の仕組みもあります(人事院規則15-14 第5章)。

給与(初任給)

労働基準監督官

233,700 円

国家公務員一般職(大卒程度)

232,000 円

国家公務員一般職(高卒程度)

200,300 円

※令和8年4月採用の場合
(人事院規則9-8(第11条)
労働局の給与支給日は、毎月16日
(人事院規則9-7第1条の4)

育児休業取得率



男の産休



厚生労働省では、子供が生まれたすべての男性職員が1か月以上の育児に伴う休暇・休業を取得することを目指しています。

期末・勤勉手当

年間 **4.65** か月分

6月30日と12月10日支給

諸手当

一定の支給要件に基づき各種の手当が支給されます。
※下記は主な手当(一般職の職員の給与に関する法律第11条 ほか)

通勤手当

…通勤に係る費用補助 ※距離、運賃に応じて支給
(上限 自家用車利用者:**66,400**円/月、
公共交通機関利用者:**150,000**円/月)

住居手当

…賃貸住宅に居住する際の費用補助 ※条件あり
(上限 **28,000**円/月)

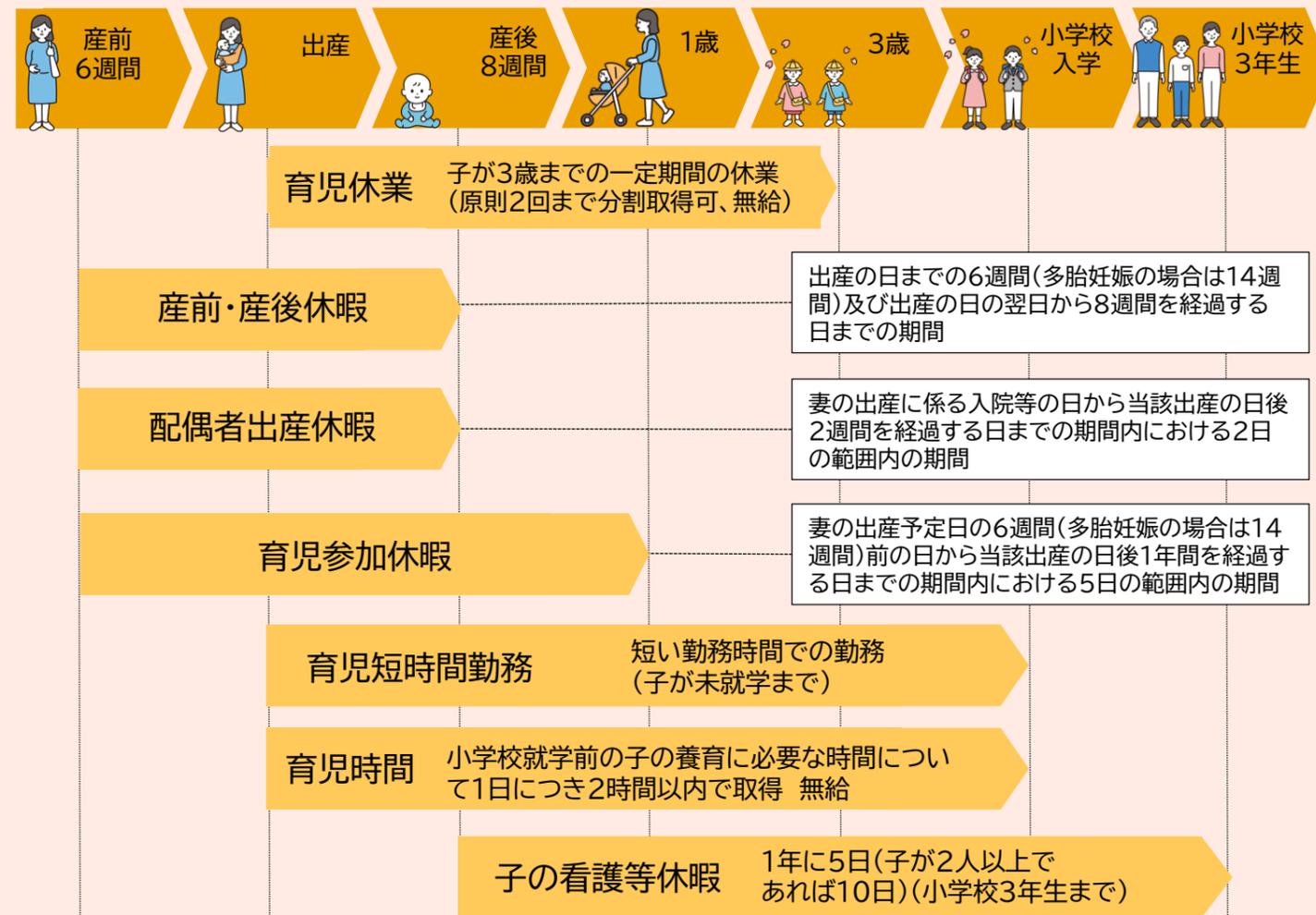
扶養手当

…主として職員の扶養を受けている者がいる場合の手当
(子:**13,000**円 父母等:**6,500**円)

子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合当該子1人につき**5,000**円を加算

仕事と育児等の両立支援について

育児関係



※育児休業期間中は、国家公務員共済組合から育児休業手当金（標準報酬日額の50～67%）が支給されます。（子が1歳になるまで）

- フレックスタイム制**：1日の勤務時間数を7時間45分以外に設定可。勤務時間帯を5時～22時の間で設定可（9～16時に2～4時間のコアタイムあり）。土日以外にも勤務しない日を週1日を限度に設定可※総勤務時間数を保つよう、週単位（1～4週間）で希望する勤務時間を申告
- 早出・遅出勤務**：1日の勤務時間数を保ちつつ、早出や遅出可。いくつかの早出遅出勤務のパターンから希望するものを選択（例：7:30～16:15、10:30～19:15）
- 超過勤務の免除**：超過勤務をしないことが可能※災害等による臨時の勤務は除く

介護関係

配偶者、父母、子、祖父母等の介護を行う職員が取得可能な制度があります。

- 短期介護休暇**：年5日（要介護者が2人以上の場合は年10日）
- 介護休暇**：通算して6か月の期間内において、必要と認められる期間
- 介護時間**：連続する3年の期間内において1日につき2時間以内



育休取得の際の職場の反応

私は令和6年5月に子が出生後、同年7月から12月の間の5ヶ月間育児休業を取得しました。これまで育児休業の取得をする男性職員を他にも複数見てきたこともあり、私も子が生まれてから取得するつもりでしたが、いざ具体的に休業の計画をするとなるとやはり職場に穴を空けることへの後ろめたさを感じました。しかし、上司・同僚からあたたかい祝福の言葉とともに休業に送り出してもらえ、必要な期間をきっちり取得することができました。休業前に「お子さんと遊びに来てね」と言ってもらえたので、休業中に何度か散歩ついでに職場へあいさつに寄りましたが、皆さんに可愛がってもらえ



て子も楽しそうにしていました。私の子の出生・成長を自分たちのことのように喜んでいただけて、この職場に大変感謝しています。

職場復帰後のブランクへの対処法

職場からは育児に専念するよう言われましたが、復帰の約1ヶ月前から妻と時間を相談して、業務に関わる関係法令や各種制度に係るマニュアルの読み直し、業務の流れを書き出すことなどを少しずつ行って復帰後も仕事のパフォーマンスが極力落ちないように備えました。

仕事と育児の両立方法

夫婦共働きなのでお互いが職場復帰した後も育児の負担がどちらかに偏ることがないように、妻と私が同じことができることを目標に育児休業を過ごしました。また、職場復帰後は妻の勤務時間と子の送迎の時間を考慮してフレックスタイム制度を活用しています。

受験生へメッセージ

鳥取労働局は、厚生労働省の出先機関であることから、育児休業に限らず福利厚生が手厚い上に、仕事とプライベートのメリハリを付ける意識の人が多くいます。地域の会社や人に寄り添う仕事をしながら、私生活も豊かにしたい方におすすめです。

Q1 入局後に感じたギャップはありますか？

思っていた以上に働きやすい職場です。公務員のイメージからお堅い人が多いと思われそうですがそんなことはなく、業務で困ったときに相談しやすい職場です。



Q2 学生のうちにやっておくといいいことはありますか？

労働局の仕事は、人と関わる仕事のためアルバイトやボランティアなど人と関わる経験は役に立ちます。専攻や学部は問いません。



Q3 社宅のようなものはありますか？

社宅にあたるものとして、「宿舎」があります。宿舎には、独身用と世帯用があります。戸数に限りがあるので使用状況に応じて、入居することが可能です。なお、マンションなど賃貸住宅に入居される場合は支給要件に基づき住居手当が支給されます。

Q4 鳥取労働局の職員数と採用実績を教えてください

令和7年6月時点で常勤職員は183名です。労働基準監督官と基準系事務官がそれぞれ全体の2割ずつ、職業安定・雇用均等系の事務官が6割です。また、全体の男女比はおおよそ5:2、職業安定・雇用均等系においては3:2となっています。なお、直近の3年の採用の状況は次のとおりです。

	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
労働基準監督官	2名(-)	2名(-)	1名(1名)
共通採用事務官	3名(1名)	5名(1名)	4名(2名)
基準系事務官	-	1名(-)	1名(-)

※()内は女性の内数



Q5 人事異動はありますか？

本人の適性や希望、組織の状況などを踏まえて決定します。2~3年ごとの定期的な人事異動を通じて様々な分野の業務を経験することができます。



Q6 厚生労働本省で働くことはできますか？

希望や能力等に応じて、厚生労働本省に出向して再び鳥取労働局に戻ってくることも可能です。このため、鳥取労働局に採用された場合、希望や能力等に応じて、窓口で労働者や事業主の方から直接ご相談を受けて必要な支援をすることもできる一方、厚生労働本省において、全国の労働局とやりとりしたり、国の制度の企画に携わることもできます。



Q7 米子市に住んでいますが鳥取市への通勤は可能ですか？

米子ー鳥取間を通勤している職員も複数おり、転居を伴わずに人事異動できます。通勤に係る特急代も令和7年度から全額支給となり実費負担はありません。



Q8 ペーパードライバーですが勤務は可能でしょうか？

事業所に訪問する場合など、いずれかのタイミングでは、業務上で自動車の運転が必要となる場合が多いですが、その場合にも職場の先輩からあらかじめ事前に研修等を行いますので、徐々に慣れていただきたいと思います。

